

契 約 条 項

- 第1条** 乙は、別紙の仕様書、見本等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の条件で印刷製本（以下「印刷等」という。）を行い、納入期限内に甲に納入しなければならない。
- 2 乙は、仕様書等に明示されていない事項であっても、印刷等を行ううえにおいて当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行うものとする。
- 第2条** 甲は、原稿及び見本（以下「原稿等」という。）を契約確定後直ちに乙に交付するものとする。乙は、交付された原稿等を滅失又はき損したときは、これより生じた甲の損害を賠償するものとする。乙は、甲から交付された原稿等を印刷物の納入と同時に甲に返還しなければならない。
- 第3条** 仕様書の定めるところにより見本を甲に提出し承認を求める必要がある場合においては、乙は、見本について甲の承認を得た後でなければ印刷等に着手してはならない。
- 第4条** 乙は、印刷等のために使用する材料のうち、乙において調達するものの品質、銘柄等が仕様書に明示されていないときは、それぞれ中等以上のものを使用しなければならない。
- 第5条** 甲は、必要があるときは、甲の職員をして立ち会い、指示その他の方法により乙の履行状況を監督させることができる。
- 第6条** 乙は、印刷物を納入するときは、甲の定める納品書を甲に提出しなければならない。一旦甲に納入した印刷物は、甲の許可なしに持ち出すことができない。
- 第7条** 甲は、前条の規定により乙から当該印刷物等の納入があったときは、速やかに甲の職員をして検査を行わせるものとする。
- 2 乙は、甲の指定する日時及び場所において検査に立ち会うものとする。乙はもし立ち会いをしないときは検査の結果につき、異議を申し立てることができない。
- 3 検査に要する費用及び検査のため変質、変形又は消耗、き損した印刷物に係る損失はすべて乙の負担とする。
- 第8条** 乙は、納入した印刷物の全部又は一部が前条の検査に合格しないときは速やかにその不合格となった印刷物を引取ったうえ、手直し又は引換えにより仕様書等に適合した印刷物を納入しなければならない。
- 2 前項の場合、1回に限り甲は、相当日数を指定して引換え又は手直しの期間を認めることができる。手直し又は引換えを完了したときは、直ちに届け出て検査を受けなければならない。
- 第9条** 甲は、検査に合格しなかった印刷物について、そのかしの程度が軽微であり、かつ使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 第10条** 印刷物の所有権は、印刷等に使用する材料の全部又は主要な部分を甲から支給した場合を除き、検査に合格したとき、乙から甲に移転し、引渡しを受けたものとする。移転前に生じた損害はすべて乙の負担とする。
- 第11条** 乙は、印刷物の品質不良、変質、数量の不足、その他の隠れたかしについて、別に定める場合を除き所有権移転の日から1年間、その補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責に任ずる。
- 第12条** 乙は、納入期限内に印刷物を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記して、甲に納入期限の延長を願い出なければならない。
- 2 前項の場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は相当な日数の延長を認めるものとする。
- 3 第1項の場合において、その理由が乙の責に帰するものであるときは、延滞日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合（年当りの割合は閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。）で計算して得た額（100円未満を除く。）を違約金として甲に納付するものとする。
- 第13条** 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は印刷等を一時中止させることができる。
- 第14条** 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲は乙と協議のうえ、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。
- 第15条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- 一 乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- 二 乙から契約解除の申し出があったとき。
- 三 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するとき。
- 四 前各号の外、乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。
- 五 この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条の規定による公正取引委員会の乙に対する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第 62 条第 1 項の規定による納付命令）が確定したとき。
- 六 この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

第 15 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第 1 項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第 1 項の違約金に充当することができる。

第 15 条の 3 乙は、第 15 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 15 条第 1 項第 6 号のうち、乙が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第 16 条 乙は、印刷物を完納（あらかじめ指定された期限に従い、分割して納入した場合を含む）し、かつ甲の検査に合格した後、又は第 13 条の協議が成立した後でなければ代金を請求することができない。

2 甲は、乙の請求により 30 日以内に代金を支払う。

3 甲は、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、契約代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年の日数は、閏年にあっても 365 日として計算する。）を乗じた額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。）を遅延利息として支払うものとする。

第 17 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

第 18 条 乙は、この契約の履行に際し、知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は仕様書の定めるところにより、印刷物の原版、印刷、損紙等を甲に引き渡し、又は甲の立ち会いのもとに処分しなければならない。

第 19 条 この契約条項に疑義を生じた場合又はこの契約条項に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定する。

第 20 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

この契約を証するため、本証書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。